

尾道市渡船安全管理規程（平成 18 年 12 月 20 日訓令第 24 号）

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 市長の責務（第 4 条—第 7 条）
- 第 3 章 安全管理の組織（第 8 条）
- 第 4 章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名（第 9 条—第 13 条）
- 第 5 章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制（第 14 条—第 16 条）
- 第 6 章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限（第 17 条—第 19 条）
- 第 7 章 安全管理規程の変更（第 20 条）
- 第 8 章 運航計画、配船計画及び配乗計画（第 21 条—第 23 条）
- 第 9 章 運航の可否判断（第 24 条—第 27 条）
- 第 10 章 運航に必要な情報の収集及び伝達（第 28 条—第 30 条）
- 第 11 章 輸送に伴う作業の安全の確保（第 31 条—第 38 条）
- 第 12 章 輸送施設の点検整備（第 39 条—第 41 条）
- 第 13 章 海難その他の事故の処理（第 42 条—第 49 条）
- 第 14 章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等（第 50 条—第 54 条）
- 第 15 章 雑則（第 55 条・第 56 条）

付則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、市長が定める明確な安全方針に基づき、安全最優先意識の徹底を図り、全職員がこれを徹底して実行すべく、当市の使用する旅客船（以下「船舶」という。）の業務（付随する業務を含む。以下同じ。）を安全、適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、輸送の安全を確保することを目的とする。

（用語の意義）

第 2 条 この規程における用語の意義は、次表に定めるところによる。

番号	用語	意義
(1)	安全マネジメント態勢	市長により、市役所内で行われる安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、維持される状態
(2)	市長	本事業所において最高位で指揮する者、尾道市長
(3)	安全方針	市長がリーダーシップを発揮して主体的に関与し設定された輸送の安全を確保するための市役所全体の意図及び方向性
(4)	安全重点施策	安全方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的施策
(5)	安全統括管理者	職員の中から選出した、輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者
(6)	運航管理者	船長の職務権限に属する事項以外の船舶の運航の管理に関する統轄責任者
(7)	運航管理補助者	運航管理者の職務を補佐し、職務の一部を分掌する者
(8)	運航管理者代行	運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者
(9)	陸上作業員	陸上において、旅客又は車両の整理、誘導等の作業に従事する者
(10)	船内作業員	船舶上において、旅客又は車両の整理、誘導等の作業に従事する者
(11)	運航計画	起終点、寄港地、航行経路、航海速力、運航回数、発着時刻、運航の時季等に関する計画
(12)	配船計画	運航計画を実施するための船舶の特定、当該船舶の回航及び入渠、予備船の投入等に関する計画
(13)	配乗計画	乗組員の編成及びその勤務割に関する計画
(14)	発航	現在の停泊場所を解らんして次の目的港への航海を開始

		すること。
(15)	基準航行	基準経路を基準速力により航行すること。
(16)	港内	港則法（昭和 23 年法律第 174 号）に定める港の区域内（港則法に定めのない港については港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）に定める港湾区域内、及び港則法又は港湾法に定めのない港については社会通念上港として認められる区域内）。ただし、港域が広大であって船舶の運航に影響を与えるおそれのない港域を除く。
(17)	入港	港の区域内、港湾区域内等において、狭水路、関門等を通航して防波堤等の内部へ進航すること。
(18)	運航	「発航」、「基準経路及び基準速力による航行の継続」又は「入港（着岸）」を行うこと。
(19)	反転	目的港への航行の継続を中止し、発航港へ引き返すこと。
(20)	気象・海象	風速（10 分間の平均風速）、視程（目標を認めることができる最大距離。ただし、視程が方向によって異なるときは、その中の最小値をとる。）及び波高（隣り合った波の峰と谷との鉛直距離）
(21)	運航基準図	航行経路（起終点、寄港地、針路、変針点等）、標準運航時刻、航海速力、船長が甲板上の指揮をとるべき区間、その他航行の安全を確保するために必要な事項を記載した図面
(22)	船舶上	船舶の舷側より内側。ただし、舷てい、歩み板等船舶側から架設されたものがある場合はその先端までを含む。
(23)	陸上	船舶上以外の場所。ただし、陸上施設の区域内に限る。
(24)	危険物	危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和 32 年運輸省令第 30 号）第 2 条に定める危険物
(25)	陸上施設	岸壁（防舷設備を含む。）、可動橋、人道橋、旅客待合室、駐車場等船舶の係留、旅客及び車両の乗降等の用に供する施設
(26)	車両	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 1 項に規定する「道路運送車両」
(27)	自動車	道路運送車両法第 2 条第 2 項に規定する自動車であって、二輪のもの以外のもの

（運航基準、作業基準、事故処理基準）

第 3 条 この規程の実施を図るため、運航基準、作業基準及び事故処理基準を定める。

2 船舶の運航については、この規程及び運航基準に定めるところによる。

3 旅客の乗下船、車両の積込み、積付け及び陸揚げ、船舶の離着岸等に係る作業方法、危険物の取扱い、旅客への遵守事項の周知等については、この規程及び作業基準に定めるところによる。

4 事故発生時の非常連絡の方法、事故処理組織その他事故の処理に必要な事項については、この規程及び事故処理基準に定めるところによる。

第 2 章 市長の責務

（市長の主体的関与）

第 4 条 船舶による輸送の安全確保のため、市長及び因島総合支所長は、次に掲げる事項について主体的に関与し、因島総合支所全体の安全マネジメント態勢を適切に運営する。

(1) 関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則の徹底

(2) 安全方針の設定

(3) 安全重点施策の策定及び確実な実行

(4) 重大な事故等に対する確実な対応

(5) 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、かつ、輸送の安全を確保するために必要な要員、情報、輸送施設等を確実に使用できるようにすること。

(6) 安全マネジメント態勢の見直し

（市長の責務）

第5条 市長は、確固たる安全マネジメント態勢の実現を図るため、その責務を的確に果たすべく、次条及び第7条に掲げる内容について、確実に実施する。

2 市長は、事業の輸送の安全を確保するための管理業務の実施範囲を明らかにする。

(安全方針)

第6条 市長は、安全管理にかかわる全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し、周知する。

2 安全方針には輸送の安全確保を的確に図るために、次の事項を明記する。

(1) 関係法令及びこの規程の遵守と安全最優先の原則

(2) 安全マネジメント態勢の継続的改善

3 安全方針は、その内容について効果的・具体的な実現を図るため、市長の率先垂範により、周知を容易かつ効果的に行う。

4 安全方針は、必要に応じて見直しを行う。

(安全重点施策)

第7条 安全方針に沿って、具体的な施策を実現するため、安全重点施策を策定し実施する。

2 安全重点施策は、それを必要とする部門や組織の階層グループがそれぞれ策定し、その達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。

3 安全重点施策は、これを実施するための責任者、手段、日程等を含むものとする。

4 安全重点施策を毎年、進ちょく状況を把握するなどして見直しを行う。

第3章 安全管理の組織

(安全管理の組織)

第8条 この規程の目的を達成するため、次のとおり安全統括管理者、運航管理者及び運航管理補助者を置く。

(1) 因島総合支所 安全統括管理者 1名

運航管理補助者 若干人

(2) こまたき 運航管理者(船長) 1名

2 担当する区域は、次のとおりとする。

(1) 因島総合支所 重井港沖～細島港

第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名

(安全統括管理者の選任)

第9条 市長は、海上運送法施行規則(昭和24年運輸省令第49号)第7条の2の2に規定された要件に該当する者の中から安全統括管理者を選任する。

(運航管理者の選任)

第10条 市長は、安全統括管理者の意見を聴いて海上運送法施行規則第7条の2の3に規定された要件に該当する者の中から運航管理者を選任する。

(安全統括管理者及び運航管理者の解任)

第11条 市長は、安全統括管理者又は運航管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任するものとする。

(1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。

(2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

(3) 安全管理規程に違反することにより、運航管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(運航管理補助者の選任及び解任)

第12条 市長は、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により運航管理補助者を選任する。

2 市長は、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて運航管理補助者を解任する。

(運航管理者代行の指名)

第13条 運航管理者は、因島総合支所の運航管理補助者の中から運航管理者代行を指名しておくものとする。

2 前項の場合において、運航管理者は2人以上の者を順位を付して指名することができる。

第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

(安全統括管理者の勤務体制)

第14条 安全統括管理者は、常時連絡できる体制にななければならない。

2 安全統括管理者がその職務を執ることができないときは、市長又は市長が指名する者が職務を執るものとする。

(運航管理者の勤務体制)

第15条 運航管理者は、船舶が就航している間は、原則としてこまたきに乗船勤務するものとし、船舶の就航中に職場を離れるときは因島総合支所の運航管理補助者と常時連絡できる体制にななければならない。

2 運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ運航管理者代行にその職務を引き継いでおくものとする。ただし、引き継ぎ前に運航管理者と運航管理補助者の連絡が不能となったときは、連絡がとれるまでの間運航管理者代行が自動的に運航管理者の職務を、執るものとする。

（運航管理補助者の勤務体制）

第 16 条 運航管理補助者は、船舶が就航している間は、原則として因島総合支所に勤務するものとする。勤務中、やむを得ず職場を離れる等その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめその旨を運航管理者に連絡しなければならない。

第 6 章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限

（安全統括管理者の職務及び権限）

第 17 条 安全統括管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) 安全マネジメント態勢に必要な手順及び方法を確認し、実施し、維持すること。
- (2) 安全マネジメント態勢の課題又は問題点を把握するために、安全重点施策の進捗状況、情報伝達及びコミュニケーションの確保、事故等に関する報告、是正措置及び予防措置の実施状況等、安全マネジメント態勢の実施状況及び改善の必要性の有無を市長へ報告し、記録すること。
- (3) 関係法令の遵守と安全最優先の原則を徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

（運航管理者の職務及び権限）

第 18 条 運航管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) この規程の次章以下に定める職務を行うほか、船長の職務権限に属する事項を除き、船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。
- (2) 船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること。
- (3) 運航管理補助者及び陸上作業員を指揮監督すること。

2 運航管理者の職務及び権限は、法令に定める船長の職務及び権限を侵し、又はその責任を軽減するものではない。

（運航管理補助者の職務）

第 19 条 運航管理補助者は、運航管理者を補佐するほか、運航管理者がその職務を執行できないときは、第 13 条第 2 項の順位に従いその職務を代行するものとする。

2 総合支所に勤務する運航管理補助者は、自己の勤務する営業所の管理する区域内にある船舶の運航の管理に関して、運航管理者を補佐するとともに運航管理者の指揮を受けて次の事項を実施するものとする。

- (1) 陸上における危険物その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する作業の指揮監督
- (2) 陸上における旅客の乗下船、車両の積込み及び陸揚げ並びに船舶の離着岸の際における作業の指揮監督並びに船舶上におけるこれらの作業に関する船長への助言
- (3) 陸上施設の点検及び整備
- (4) 乗船待ちの旅客に対する遵守事項等の周知

第 7 章 安全管理規程の変更

（安全管理規程の変更）

第 20 条 安全統括管理者又は運航管理者は、それぞれの職務に関し、関係法令の改正又は使用船舶の変更、航路の新設又は廃止等、この規程の内容に係る事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは船長の意見を聴取のうえ、遅滞なく規程の変更の発議をしなければならない。

2 市長は、前項の発議があったときは、関係の責任者の意見を参考として規程の変更を決定する。

第 8 章 運航計画、配船計画及び配乗計画

（運航計画及び配船計画の作成及び改定）

第 21 条 運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は使用船舶の性能、使用港の港勢、航路の交通状況及び自然的性質等についてその安全性を検討するものとする。

（配乗計画の作成及び改定）

第 22 条 配乗計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は法定職員が適正に確保されているか、乗組員が過労になることはないか、航路に精通した船舶職員が乗組むこととなっているか等について、その安全性を検討するものとする。

（運航計画、配船計画及び配乗計画の臨時変更）

第 23 条 運航計画、配船計画又は配乗計画を臨時に変更する必要がある場合は、前 2 条に準じ運航管理者がその安全性を検討するものとする。

2 船舶、陸上施設又は港湾の状況が船舶の運航に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、船長及び運航管理者は、協議により運航休止、寄港地変更等の運航計画又は配船計画の臨時変更の措置をとらなければ

ならない。

第9章 運航の可否判断

(運航の可否判断)

第24条 船長は、適時、運航の可否判断を行い、気象・海象が一定の条件に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとらなければならない。

2 船長は、運航中止に係る判断が困難であると認めるときは、運航管理者と協議するものとする。

3 運行管理者は、台風等の荒天時において、船長からの求めがある場合には、第28条各号に掲げる事項に係る情報を提供するとともに、必要に応じ、避航又は錨泊による運航中止の措置に関する助言等適切な援助に努めるものとする。

4 第2項の協議において両者の意見が異なるときは、運航を中止しなければならない。

5 船長は、運航中止の措置をとったときは、速やかに、その旨を運航管理者に連絡しなければならない。

6 運航管理者は、船長が運航中止の措置又は運航の継続措置をとったときは、速やかに、その旨を安全統括管理者へ連絡しなければならない。

7 運航中止の措置をとるべき気象・海象の条件及び運航中止の後に船長がとるべき措置については、運航基準に定めるところによる。

(令2訓令1・一部改正)

(運航管理者の指示)

第25条 運航管理者は、運航基準の定めるところにより運航が中止されるべきであると判断した場合において、船長から運航を中止する旨の連絡がないとき又は運航する旨の連絡を受けたときは、船長に対して運航の中止を指示するとともに、安全統括管理者へ連絡しなければならない。

2 運航管理者は、いかなる場合においても船長に対して発航、基準航行の継続又は入港を促し、若しくは指示してはならない。

(市長又は安全統括管理者の指示)

第26条 市長又は安全統括管理者は、濃霧注意報の発令など運航基準の定めるところにより運航が中止されるおそれがある情報を入手した場合、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促さなければならない。

2 市長又は安全統括管理者は、運航管理者から船舶の運航を中止する旨の連絡があった場合、それに反する指示をしてはならない。

3 市長又は安全統括管理者は、船長が運航の可否判断を行い、運航を継続する旨の連絡が(運航管理者を経由して)あった場合は、その理由を求めなければならない。理由が適切と認められない場合は、運航中止を指示しなければならない。

(運航の可否判断等の記録)

第27条 運航管理者及び船長は、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等を記録しなければならない。

第10章 運航に必要な情報の収集及び伝達

(運航管理者の措置)

第28条 運航管理者は、次に掲げる事項を把握するものとする。

- (1) 気象・海象に関する情報
- (2) 港内事情、航路の自然的性質
- (3) 陸上施設の状況
- (4) 水路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報
- (5) 乗船した旅客数及び車両数
- (6) 乗船待ちの旅客数及び車両数
- (7) 船舶の動静
- (8) その他航行の安全の確保のために必要な事項

(船長の措置)

第29条 船長は、次に掲げる場合には必ず運航管理者又は運航管理補助者に連絡しなければならない。

- (1) 発航前検査(点検)の結果について、必要があるとき。
- (2) 運航基準に定める定時連絡時間になったとき。
- (3) 事故処理基準に定める事故が発生したとき。
- (4) 運航計画又は航行の安全にかかわりを有する船体、機関、設備等の修理又は整備を必要とする事態が生じたとき。

2 船長は、次に掲げる事項の把握に努め、必要に応じ運航管理者又は運航管理補助者に連絡するものとする。

- (1) 気象・海象に関する情報

(2) 航行中の水路の状況

(運航基準図)

第 30 条 運航管理者は、船長と協議して運航基準図を各航路及び各船舶ごとに作成し、各船舶及び因島総合支所に備え付けなければならない。

2 運航基準図に記載すべき事項は運航基準に定めるところによる。

第 11 章 輸送に伴う作業の安全の確保

(作業体制)

第 31 条 運航管理者は陸上従業員の中から陸上作業員を、船長は乗組員の中から船内作業員を指名する。

2 運航管理者は陸上作業員の中から陸上作業指揮者を、船長は船内作業員の中から船内作業指揮者を指名する。

3 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、それぞれ陸上作業及び船内作業を指揮するとともに、両者緊密な連携の下に輸送の安全の確保に努めなければならない。

4 作業員の具体的配置、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者の所掌その他の作業体制については作業基準に定めるところによる。

(危険物等の取扱い)

第 32 条 危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いは、法令及び作業基準に定めるところによる。

(旅客の乗下船等)

第 33 条 旅客の乗船及び下船、車両の積込み、積付け及び陸揚げ並びに船舶の離着岸時の作業については作業基準に定めるところによる。

(車両区域の立入制限)

第 34 条 船長は、原則として、離棧後着棧するまでの間（以下「航行中」という。）、次に掲げる自動車の運転者、同乗者又は監視人（以下「運転者等」という。）以外の旅客が車両区域に立ち入ることを禁止する措置を講じなければならない。

(1) 危険物積載車

(2) 家畜等積載車（家畜、魚その他の動物の給餌、監視を必要とする場合に限る。）

(3) ミキサー車又は保冷車（車両区域に電源設備がない等の理由でエンジンを作動させることが真にやむを得ない場合に限る。）

(4) 救急車、警察車両その他の自動車（運転者等その他の旅客の安全、健康状態等を勘案して運転者等が車内にとどまる必要がある場合その他エンジンの作動がやむを得ない場合に限る。）

2 船長は、やむを得ず運転者等以外の旅客を車両区域に立ち入らせる場合は、乗組員を立ち会わせるものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、船長は、平水区域を超えず、危険物積載車が同一の甲板に積載されていない等安全が確保されると判断される場合には、作業基準の定めるところにより、閉囲されていない場所に積み付けられた自動車（出入口が 2 つ以上あるものに限る。）の運転者等が、航行中においても車内にとどまることを認めることができる。この場合において、車内にとどまることが認められる甲板ごとの運転者等の数は、車両区域と同一の甲板上に、それら運転者等が容易かつ迅速に取り出せるよう甲板上に積み付けられた救命胴衣の総数（大人用については 5 着、小人用については 2 着）を超えてはならない。

（平 28 訓令 4 ・ 一部改正）

(発航前点検)

第 35 条 船長は、発航前に船舶が航海に支障ないかどうか、その他航海に必要な準備が整っているかどうか等を点検し、その結果を適正に記録しなければならない。

(船内巡視)

第 36 条 船長は、別に定める船内巡視実施要領に従い乗組員をして旅客室その他必要と認める場所を巡視させ、法令及び運送約款に定める旅客等が遵守すべき事項の遵守状況その他異常の有無を確認させなければならない。

2 船内巡視員は、異常を発見したときは船長の指示を受けて所要の措置を講じなければならない。ただし、急を要する場合であって船長の指示を受ける時間的余裕がないときは、適切な措置を講ずるとともに速やかに船長に報告するものとする。

3 船内巡視員は、異常の有無（安全確保上改善を必要とする事項がある場合の当該事項を含む。）を船長に報告し、巡視結果を巡視記録簿に記録するものとする。

(旅客等の遵守すべき事項等の周知)

第 37 条 運航管理者及び船長は、法令及び作業基準に定めるところにより、陸上及び船内において旅客等の

遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図らなければならない。

（飲酒等の禁止）

第 38 条 安全統括管理者等は、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築しなければならない。

2 乗組員は、飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気 1 リットル中のアルコール濃度が 0.15 ミリグラム以上である間、当直を実施してはならない。

3 船長は、乗組員が飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気 1 リットル中のアルコール濃度が 0.15 ミリグラム以上である間、当直を実施させてはならない。

（令 2 訓令 1・一部改正）

第 12 章 輸送施設の点検整備

（船舶検査結果の確認）

第 39 条 運航管理者は、船舶が法令に定める船舶検査を受検したときは、当該検査の結果を確認しておくものとする。

（船舶の点検整備）

第 40 条 船長は、船体、機関、諸設備、諸装置等について、点検簿を作成し、それに従って、原則として毎日 1 回以上点検を実施するものとする。ただし、当日、発航前検査を実施した事項については点検を省略することができる。

2 船長は、前項の点検中、異常を発見したときは、直ちにその概要を運航管理者に報告するとともに、修復整備の措置を講じなければならない。

（陸上施設の点検整備）

第 41 条 運航管理者は、陸上施設点検簿に基づいて、毎日 1 回以上、係留施設（浮き桟橋、岸壁、ビット、防舷材等）、乗降用施設（タラップ、歩み板等）、転落防止施設（ハンドレール、チェーン等）等について点検し、異常のある個所を発見したときは、直ちに修復整備の措置を講じなければならない。この場合において、当該施設が港湾管理者その他の者の管理に属するものである場合は、当該施設の管理者に通知して、その修復整備を求めるものとする。

第 13 章 海難その他の事故の処理

（事故処理に当たっての基本的態度）

第 42 条 事故の処理に当たっては、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。

- (1) 人命の安全の確保を最優先とすること。
- (2) 事態を楽観視せず常に最悪の事態を念頭におき措置を講ずること。
- (3) 事故処理業務は、すべての業務に優先して実施すること。
- (4) 船長の対応措置に関する判断を尊重すること。
- (5) 陸上従業員は、陸上でとりうるあらゆる措置を講ずること。

（船長のとるべき措置）

第 43 条 船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置を速やかに運航管理者及び海上保安官署等に連絡しなければならない。この場合において、措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行わなければならない。

2 船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに遭難通信（遭難信号）又は緊急通信を発しなければならない。

（運航管理者のとるべき措置）

第 44 条 運航管理者は、船長からの連絡等によって事故の発生を知ったとき又は船舶の動静を把握できないときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、安全統括管理者へ速報しなければならない。

（市長及び安全統括管理者のとるべき措置）

第 45 条 安全統括管理者は、運航管理者等からの連絡によって事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、市長へ速報しなければならない。

2 市長及び安全統括管理者は、現場におけるリスクを明確にし、事故の状況、被害規模等を把握・分析し、適切に対応措置を講じなければならない。

（事故の処理）

第 46 条 事故の処理は、事故処理基準に定める事故処理組織により行うものとする。

（通信の優先処理）

第 47 条 事故関係の通信は、最優先させ、迅速かつ確実に処理されなければならない。

（関係官署への報告）

第 48 条 運航管理者は、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局等及び海上保安官署にその概要及び事故処理の状況を報告し助言を求めなければならない。

（事故調査委員会）

第 49 条 市長は、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発の防止及び事故処理の改善に資するため、必要に応じ事故調査委員会を設置するものとする。

2 事故調査委員会の構成は、事故処理基準に定めるところによる。

第 14 章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等

（安全教育）

第 50 条 安全統括管理者及び運航管理者は、運航管理補助者、陸上作業員、乗組員、安全管理に従事する者、内部監査を担当する者に対し、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む。）、船員法及び海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施し、その周知徹底を図らなければならない。

2 運航管理者は、航路の状況及び海難その他の事故及びインシデント（事故等の損害を伴わない危険事象）事例を調査研究し、随時又は前項の教育に併せて乗組員に周知徹底を図るものとする。

（操練）

第 51 条 船長は、法令に定める操練を行ったときは、その実施状況を運航管理者に報告するものとする。

（訓練）

第 52 条 安全統括管理者及び運航管理者は、市長の支援を得て関係者とともに年 1 回以上事故処理に関する全組織体制で処理する規模の事故を想定した実践的な訓練を実施しなければならない。この場合、前条の操練は当該訓練に併せて実施することができる。

（記録）

第 53 条 運航管理者は、前 3 条の教育等を行ったときは、その概要を記録簿に記録しておくものとする。

（内部監査及び見直し）

第 54 条 内部監査を行う者は、市長の支援を得て関係者とともに年 1 回以上船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況のほか安全マネジメント態勢全般にわたり内部監査を行うものとし、船舶の監査は停泊中及び航海中の船舶について行うものとする。重大事故が発生した場合には、速やかに実施する。

2 内部監査に当たっては、市長は、その重要性を社内に周知徹底する。

3 内部監査を行うに際し、安全マネジメント態勢の機能全般に関し見直しを行い、改善の必要性、実施時期について評価し、改善に向け作業する。

4 内部監査及び見直しを行ったときは、その内容を記録する。

5 内部監査を行う者は、安全統括管理者及び運航管理者等が業務の監査を行うほか特に陸上側の安全マネジメント態勢については、監査の客観性を確保するため当該部門の業務に従事していない者が監査を行う。

第 15 章 雑則

（安全管理規程等の備付け等）

第 55 条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む。）及び運航基準図を船舶、因島総合支所その他必要と認められる場所に、容易に閲覧できるよう備え付けなければならない。

2 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、それぞれの職務に関し作成した各種文書はそれぞれの職務に応じ適切に管理する。

（情報伝達）

第 56 条 安全統括管理者は、パソコン、庁内 LAN 等を活用した輸送の安全の確保に関する情報データベース化を行うとともに、容易なアクセス手段を用意する。

2 安全統括管理者は、前項の上申又はその他の手段他により安全にかかる意見等の把握に努め、その検討、実現反映状況について庁内へ周知する。

3 安全統括管理者は、輸送の安全を確保するために講じた措置を適宜の方法により外部に公表し、及び輸送の安全に係る情報を適時、外部に対して公表する。

付 則

この訓令は、平成 18 年 12 月 20 日から施行する。

付 則（平成 28 年 4 月 20 日訓令第 4 号）

この訓令は、平成 28 年 4 月 20 日から施行する。

付 則（令和 2 年 3 月 19 日訓令第 1 号）

この訓令は、令和 2 年 3 月 31 日から施行する。

尾道市渡船運航基準

目 次

第 1 章 目的

第 2 章 運航の可否判断

第 3 章 船舶の航行

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、細島航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

気象・海象	風速	波高	視程
港 名			
細島港及西浜港	10m/s以上	1.0m以上	300m以下
	m/s以上	m以上	m以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速	10m/s以上	波高1.2m 以上
----	---------	-----------

3 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、又は搭載貨物、搭載車両の移動、転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様及び船体動揺は、次に掲げるとおりである。

風速	波浪	動揺
20m/s以上 (船首尾方向の風を除く)	波高1.5m以上又はうねり 階級3以上	横揺れ20度以上

3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

風速	15 m/s以上	波高	1.2 m 以上
----	----------	----	----------

4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダの有効利用を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視程	300 m以下
----	---------

(入港の可否判断)

第4条 船長は、入港予定港内の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

気象・海象	風速	波高	視程
港 名			
細島港及び西浜港	15 m/s以上	1.2 m 以上	300 m以下
	m/s以上	m以上	m以下

(運航の可否判断等の記録)

第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を記録簿に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様とする。

- (1) 出入港配置
- (2) 通常航海当直配置
- (3) 狭視界航海当直配置
- (4) 荒天航海当直配置
- (5) 狭水道航行配置

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれら相互間の距離
- (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
- (3) 標準運航時刻（起点、終点及び寄港地の発着時刻並びに主要地点通過時刻）
- (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
- (5) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
- (6) 船長が（副）運航管理者と連絡をとるべき地点
- (7) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (8) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 船長は、基準経路、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおりとする

(速力基準等)

第8条 こまたき速力基準は、次表の通りとする。

速力区分	速力	毎分機関回転数
最微速	1.5ノット	750rpm
微 速	2.0ノット	1,000rpm
半 速	4.0ノット	1,200rpm
航海速力	7.0ノット	1,700rpm

2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。

3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備付けておかなければならない。

(特定航法)

第9条 重井西浜港の航法は次のとおりとする。

- (1) 船舶は、入港しようとするときは西浜港北中モ州（黒色）灯浮標を右に見て水路に入り、水路の左側を航行しなければならない。
- (2) 船舶は、出港しようとするときは、水路の右側を航行し、西浜港、重井港（赤色）灯浮標を左に見て通過しなければならない。
- (3) 船舶は、水路においては他の船舶と並航して航行し又は他の船舶を追い越してはならない。
- (4) 西浜港、北中モ州（黒色）灯浮標～西浜港、重井港（赤色）灯浮標間は4ノット以下、西浜港、重井港（赤色）灯浮標～西浜港岸壁（スベリ）間は3ノット以下に減速して航行しなければならない。

(通常連絡)

第10条 船長は、(1)の時間になった時は、運航管理者又は運航管理補助者あて次の(2)の事項を連絡しなければならない。

- (1) 定時連絡時間 13時

(2) 連絡事項

- ① 運航状況
- ② 天候、風向、風速、波浪、視程の状況
- ③ その他運航管理上必要と認める事項

2 運航管理者又は運航管理補助者は、運航に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。

3 船長と運航管理者又は運航管理補助者との連絡は、携帯電話による。

(機器点検)

第11条 船長は入港着岸(棧)前、棧橋手前(防波堤手前)200m等々入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進及び舵等の点検を実施する。一日に何度も入出航を繰り返す場合においても同様に行う。

(記録)

第12条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を連絡簿に記録するものとする。

尾道市渡船作業基準

目次	
第1章	目 的
第2章	作業体制
第3章	危険物等の取扱い
第4章	乗下船作業
第5章	旅客の遵守事項等の周知

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、細島～西浜航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 陸上作業員及び船内作業員の配置は、次の区分による。

(例)

(1) 陸上作業

- | | |
|-------------------|--------------|
| ① 乗下船する車両の誘導 | 車両誘導係 (1 人) |
| ② 乗下船する旅客の誘導 | 旅客誘導係 (1 人) |
| ③ 可動橋等陸上岸壁施設の操作 | 操作係 (1 人) |
| ④ 船舶の離着岸時の綱取り、綱放し | 綱取係 (1 人) |
| ⑤ 乗船待機中の車両の整理 | 駐車場整理係 (1 人) |

(2) 船内作業

- | | |
|-------------------------|-------------|
| ① 乗下船する車両の誘導・・・・・・・・・・ | 車両誘導係 (1 人) |
| ② 乗下船する旅客の誘導・・・・・・・・・・ | 旅客誘導係 (1 人) |
| ③ 固縛装置の取付、取りはずし・・・・・・・・ | 固縛係 (1 人) |

3 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、作業現場にあつては、腕章等の所定の標識をつけ、その所在を明確にしておくものとする。

(陸上作業指揮者の所掌)

第3条 陸上作業指揮者は、運航管理者又は運航管理補助者の命を受け、陸上作業員を指揮して陸上における次の作業を実施する。

- (1) 乗船待機中の旅客及び車両の整理
- (2) 乗下船する旅客及び車両の誘導
- (3) 船舶の離着岸時の綱取り、綱放し並びに旅客及び車両乗降用施設等の操作
- (4) その他旅客及び車両の乗下船に関する作業

(船内作業指揮者の所掌)

第4条 船内作業指揮者は、船長の命を受け、船内作業員を指揮して船舶上における次の作業を行う。

- (1) 旅客及び車両の乗下船時の誘導並びに車両の積付け
- (2) 船舶の離着岸時における旅客及び車両乗降用施設の操作
- (3) その他旅客及び車両の乗下船に関する作業

第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第5条 危険物の取扱いは、運航管理者の指示に従い、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令の定めるところにより行うものとする。

- 2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いについては、運航管理者の指示に従い、運送を拒絶するか又は一定の条件をつけて運送を引き受けるものとする。ただし、原則として船室に持ち込むことは拒絶しなければならない。
- 3 陸上作業指揮者又は船内作業指揮者は、旅客の手荷物及び小荷物、車両の積載貨物その他の物品が前2項の危険物等に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者又は船長の指示を受けて運送申込人の立会いのもとに点検し必要な措置を講ずるものとする。
- 4 船長及び陸上作業指揮者は前3項の措置を講じたときは、その状況を運航管理者に報告するものとする。

第4章 乗下船作業

(乗船待ちの旅客及び車両の整理)

第6条 駐車場整理係員は、乗船待ちの旅客等が船舶の離着岸作業、車両乗降用施設等の操作又は乗下船する

車両により危害を受けないよう、待合所等所定の場所に整理し待機させる等安全の確保に努める。

- 2 駐車場整理係員は、乗船待ちの車両をトラック、乗用車等に区分し、下船する旅客及び車両の通行に支障とならないよう所定の場所に駐車させる。
- 3 駐車場整理係員は、駐車中の車両を点検し、燃料洩れの車両があるときは陸上作業指揮者に報告してその指示を受け、乗船までに修理させ又は乗船を拒否するものとする。
- 4 駐車場整理係員は、貨物積載車両を点検し、積付け又は固縛の状況が不良と認められるものについては、陸上作業指揮者に報告してその指示を受け、当該車両の運転者に積付けの是正又は再固縛若しくは増固縛を行わせる。点検に際しては重量貨物又は嵩高貨物積載車については特に留意する。
- 5 陸上作業指揮者は、車両への積載貨物の重量又は形状が大であるため、船内における積込み場所を特定し又は船内において再固縛を施す等考慮する必要があると認められるときは、その旨を船内作業指揮者に連絡する。

(乗船準備作業)

第7条 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、旅客の乗船及び車両の積込み作業に関し十分な打合せを行い、各作業員に乗船作業開始時刻を周知する。原則として、旅客については離岸5分前、車両については離岸3分前から乗船作業を開始する。

- 2 乗船作業開始時刻になったときは、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、それぞれの作業員を配置して乗船通路を設置する。
- 3 船内作業指揮者は、乗船通路が確実に設置されていることを確認した後、陸上作業指揮者及び船内作業員に乗船開始の合図をする。

(旅客の乗船)

第8条 運航管理補助者は、船内作業指揮者の乗船開始の合図を受けた後、車両の積込みに先立って陸上の旅客係員に旅客の乗船を開始するよう指示する。

- 2 陸上の旅客係員は、旅客を乗船口に誘導する。
- 3 船内の旅客係員は、旅客を乗船口から船内へ誘導する。
- 4 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、乗船旅客数（無料幼児を含む。）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認する。

(車両の積込み)

第9条 運航管理補助者は、船内作業指揮者の積込み開始の合図を受けた後、陸上の車両誘導係員に車両の積込みを開始するよう指示する。

- 2 陸上の車両誘導係員は、車両をランプウェイの先端まで誘導し船内の車両誘導係員に車両の誘導を引継ぐ。この場合、乗車人に対し禁煙及びサイドブレーキの引き忘れ防止を指示する。
- 3 船内の車両誘導係員は、陸上の車両誘導係員から引継ぎを受けた車両をその積付け位置まで誘導する。この場合、既に車両を離れ、客室に移動しつつある乗車人（以下「航送旅客」という。）の安全に十分注意しなければならない。
- 4 船内の車両誘導係員は、航送旅客を客室の通路へ安全に誘導する。

(自動車の積付け等)

第10条 自動車の積付けは、次のとおりとする。

- (1) 自動車の負担重量を平均するよう搭載すること。
 - (2) 自動車列の両側に幅 60cm 以上の通路を船首尾方向に設けること。但し、規程第 34 条第 3 項の規定に基づき、航行中、運転者等が車内にとどまることを認められた自動車（以下「認定自動車」という。以下同じ。）を搭載する際、運転者等の中に乗下車に際して介助を必要とする者が含まれると認める場合にあっては、緊急時の脱出等対応を容易にするため、車の間隔を広く確保する、避難誘導が容易となる場所に自動車を積み付ける等の措置を講じること。
 - (3) 船首尾両端を除き、横方向に幅 1 m 以上の通路を 1 条以上設けること。
 - (4) 認定自動車は、車両区域のうち、閉囲された場所以外であり、かつ、天井張り及び内張が設けられている場合にあっては、それらの露出面が炎の広がりやすい特性を有する場所に搭載すること。
- 2 船内車両誘導係員は、車両の積付けの際次の措置を講ずる。
 - (1) 認定自動車以外の自動車の運転者に対して、エンジンを止め、灯火装置、ラジオ等電路系統のすべてのスイッチを切り、サイドブレーキを引き、また、セレクターレバーをパーキングに入れる（オートマチック車（以下、「AT車」という。）に限る。）よう明確に指示し、これらを確認した後下車させ、車両区

域にとどまらないよう指示すること。

- (2) 認定自動車の運転者に対して、サイドブレーキを引き、また、セレクトレバーをパーキングに入れる（ＡＴ車に限る。）よう明確に指示し、さらに、車両から離れる際、車内が無人の場合にはエンジンを止め、灯火装置、ラジオ等電路系統のすべてのスイッチを切るよう明確に指示すること。
- (3) 認定自動車であるバスの運転者に対して、前項に掲げる内容に加えて、救命胴衣の位置を伝え、また、車内に旅客がいる間は車内にとどまること及びやむを得ず車を離れる際には出入口を一つ以上開けておくことを指示し、さらに、緊急時には車内の旅客の避難誘導等に協力するよう要請すること。
- (4) トレーラーシャーシの積付けに際しては、トレーラーヘッドの運転手に対して、切り離し時のサイドブレーキの指示及び運転手がサイドブレーキをかけたことのアンサーバックを求めることを確実に実施する。
- (5) 前号までの規定にかかわらず、危険物積載車の運転者に対して運航管理者又は船長の指示を受けて必要に応じ車内にとどまるよう指示すること。また、ミキサー車、保冷車又は家畜等積載車で、航海中、作業のため車両区域に立入ることの申出があった場合で、真にやむを得ないと認めるときは必要な範囲内でその作業を認めるものとする。

3 船長は、次の措置を講ずる。

- (1) 緊急時の旅客の避難誘導、脱出等を容易にするため、監視カメラ、船員の巡視等により、航行中、認定自動車の位置及び車内の人数（車両甲板に備えられた救命胴衣の数を超えないこと）の把握に努めること。
- (2) 基準航行が困難、基準経路の変更、車両の固縛が必要と判断する場合（その虞のある場合を含む。）には、認定自動車の運転者に対し、エンジンを止め、灯火装置、ラジオ等電路系統の全てのスイッチを切り、サイドブレーキを引き、セレクトレバーをパーキングに入れる（ＡＴ車に限る。）よう明確に指示した後、旅客を下車させ、車両区域にとどまらせないこと。

（車止め及び固縛装置取付作業）

第 11 条 固縛係員は、すべての自動車について、車の前後への移動を防ぐため、車止め又は船長が適当と認める措置（バス、危険物積載車、重量物運搬車等を除くＡＴ車について、船体動揺の小さい十分に穏やかな気象海象（風力階級表 2 以下/風力 3.4m 未満/波高概ね 0.3m 以下）のもと、固縛係員が、車の状態（サイドブレーキが引かれ、セレクトレバー P）を確認すること等）を施す。

2 船内作業指揮者は、前項の作業終了後、作業が完全に行われたことを確認する。

（離岸準備作業）

第 12 条 陸上作業指揮者は、旅客の乗船及び搭載予定車両の積込みが終了したときは車両誘導係員を指揮して、直ちに各入口に遮断索を張って通行を禁止し、船内作業指揮者にその旨を連絡する。

- 2 船内作業指揮者は、陸上作業指揮者と連絡を取り船内作業員を指揮してランプウェイを収納する。
- 3 船内作業指揮者は、車両の積込みが終了したときは、作業員を指揮して航送旅客（安全管理規程第 34 条第 3 項に定める自動車の運転者等並びに認定自動車の運転者等を除く。）が車両区域内に残留していないことを確認した後、客室と車両区域間の通路又は昇降口に、上記自動車の運転手等以外の旅客が車両区域へ出入りしないよう周知の標示を設ける。
- 4 船内の旅客係員は、第 1 項の連絡を受けたときは直ちに舷門を閉鎖する。
- 5 船内作業指揮者は、前各項の作業が終了したときは、次に掲げる事項を速やかに船長に報告する。

(1) 乗船旅客数及び搭載車両数

(2) 第 10 条第 2 項第 2 号の措置をした場合は、その状況（車種、人員等）

（離岸作業）

第 13 条 陸上作業指揮者は、離岸作業完了後、適切な時期に出港を放送させる（発航の合図をさせる。）とともに見送人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、岸壁上の状況が離岸に支障ないことを確認して、その旨を船内作業指揮者に連絡し、綱取係員を所定の位置に配置する。

2 陸上作業指揮者は、船長の指示により綱取係員を指揮して迅速、確実に係留索を放す。

（着岸作業）

第 14 条 運航管理補助者は、船舶の着岸時刻 5 分前までに綱取りその他の作業に必要な作業員を配置する。

- 2 運航管理補助者は、綱取係員を指揮して迅速、確実に綱取作業を実施する。この場合、陸上作業指揮者は、作業員が係留索の急緊張等により危害を受けることのないよう十分注意する。
- 3 船内作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。
- 4 船内作業指揮者は、船内の旅客誘導係員を指揮して、船内放送等により着岸時の衝撃による旅客の転倒事

故を防止するため、旅客へ着席や手すりへの掴まりを指示する。

(係留中の保安)

第 15 条 船長及び運航管理者又は運航管理補助者は、係留中、旅客及び車両の安全に支障のないよう係留方法、ランプウェイの保安に十分留意する。

(下船準備作業)

第 16 条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認した後、船内作業指揮者に下船のために必要な作業の開始を指示する。

2 船内作業指揮者は、前項の指示を受けたときは船内作業員を指揮して、車両区域の出入口を開放し、陸上作業指揮者と緊密な連携のもとにランプウェイを架設し、舷門を開放する。

3 船内作業指揮者は、ランプウェイの架設完了を確認した後、固縛係員を指揮して車両の車止めを取りはずす。

(旅客の下船)

第 17 条 船内の旅客係員は、船内作業指揮者の指揮を受け、車両の下船が完了したことを確認した後、旅客を誘導して下船させる。

(車両の陸揚げ)

第 18 条 船内作業指揮者は、船内の旅客係員を指揮して航送旅客の乗車に先立ち船内放送等により次の事項を周知する。

(1) 運転者は、係員の指示に従って自動車を操作及び運転すること。

(2) 航送旅客は、車両甲板では禁煙を厳守すること。

2 船内作業指揮者は、着岸後、船内車両誘導係員を指揮して航送旅客を乗車させる。

3 運航管理補助者は、ランプウェイ及びその付近の状況に異常のないことを確認した後、通行止めをとり、船内作業指揮者に陸揚げの合図をする。

4 船内作業指揮者は、前項の合図を受けたときは、船内における車両の陸揚げ準備が完了していることを確認した後、船内車両誘導係員に車両の陸揚げを開始させる。

5 船内車両誘導係員は、車両をランプウェイ上に停止させることのないように誘導する。

6 運航管理補助者は、車両の陸揚げに際しては、陸上作業員を指揮してランプウェイ及びその付近並びに陸上構内における車両通行の安全の確保に当たる。

(下船の終了)

第 19 条 旅客の下船及び車両の陸揚げが完了したときは、運航管理補助者と船内作業指揮者は相互に連絡をとり作業員を指揮して通路を遮断する。

2 船内作業指揮者は、旅客及び車両の下船が完了したときは、その旨及び異常の有無を、船長に報告する。

(車両の積込み等の中止)

第 20 条 船内作業指揮者及び運航管理補助者は、気象・海象の変化その他の理由により、車両の積込み又は陸揚げが危険な状態になったと認めるときは、作業を中断し船長にその旨通報する。

2 船長は、前項の通報を受けたときは、作業現場の状況を確認し、運航管理者又は運航管理補助者と協議して作業を中止するかどうかを決定する。

3 船長は、作業の中止又は継続を決定したときは、直ちに船内作業指揮者にその旨を指示する。

第 5 章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第 21 条 運航管理者は、発着場等の見やすい場所に旅客の遵守すべき事項等を掲示しなければならない。

(遵守事項等の掲示例)

(1) 旅客及び車両は、乗下船時、係員の誘導に従うこと。

(2) 車両は、乗下船時、徐行すること。

(3) 車両は、乗下船時、乗降中の他の車両の前に割込まないこと。

(4) 車両は、乗船時、係員の指示に従いヘッドライトを消灯すること（夜間）。

(5) 車両甲板における喫煙その他火気の取扱いは禁止されていること。

(6) 特に認められた場合を除き、車両甲板で下車し、必ずエンジンを止め、サイドブレーキを引き、AT車にあつては、セレクトーレバーをパーキングに入れ、さらに、すべてのスイッチを切り、施錠しておくこと。

(7) 発航時に、車両甲板に搭載された車内にとどまることが認められた旅客であっても、航行中、船長の判断により、下車し、車両甲板から客室等へ移動しなければならない場合があり、また、このような場合に、下車する際は、サイドブレーキを引き、A T車にあっては、セクターレバーをパーキングに入れ、さらに、すべてのスイッチを切り、施錠して、車両区域にとどまらず客室等へ行くこと。

(8) 船内においては、船長その他の乗組員の指示に従うこと。

(9) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第 22 条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

(1) 旅客の禁止事項

(2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法

(3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）

(4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報

(5) その他旅客の遵守すべき事項

①下船及び非常の際には、係員の指示に従うこと。

②航海中、許可なく車両区域に立入らないこと。

③下船の際は、係員の指示に従って車両区域に入ること。

第 23 条 船長は、救命胴衣の着用に関し、旅客に対し以下の措置を講じなければならない。

(1) 気象、海象の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断される場合は、救命胴衣を着用させること。

尾道市渡船事故処理基準

目 次

第1章 総 則

第2章 事故等発生時の通報

第3章 事故の処理等

第1章 総 則

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、当市の運航中の船舶に係る事故等の処理に関し、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故等処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに、事故等の原因等を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

(事故等の範囲)

第2条 この基準において、「事故」とは当市の運航中の船舶に係る(1)～(4)に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び(5)の事態（以下「インシデント」という。）をいう。

- (1) 旅客、乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病又はその他の人身事故（以下「人身事故」という。）
- (2) 衝突、乗揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の海難事故
- (3) 航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天等による運航の阻害
- (4) 強取（乗っ取り）、殺人、傷害又は暴行・脅迫等の不法行為による運航の阻害
- (5) 前記(1)～(3)の事象に至るおそれの大きかった事態

(軽微な事故への準用)

第3条 本事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の当市の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。

第2章 事故等発生時の通報

(非常連絡)

第4条 船長は、事故の状況を運航管理者に報告する場合は速報を旨とし、判明したものから逐次追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

- 2 船長の海上保安官署等への連絡は、初動時は「118番」による。以後、別表「官公署連絡表」により最寄りの海上保安官署等に行うものとする。
- 3 運航管理者は事故が発生したときは、速やかに、事故の状況について判明したものから逐次電話（FAXを含む）又は口頭で運輸局等に報告するものとする。インシデントが発生したときは、被害発生にまで及ばないことを見極めた上、後日資料化するものとするが、同種事案が再発する可能性が高い場合は、遅滞なく、その状況を運輸局等に報告するものとする。非常連絡事項を記載した報告様式(FAX用紙)を船舶及び事務所に備え置くものとする。
- 4 非常連絡は、原則として、次表によるものとする。ただし、事故の内容によっては、総合支所の判断で、運輸局等及び海上保安部等を除き連絡すべき範囲を限定することができる。

非常連絡表（別表）

(非常連絡事項)

第5条 事故等が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行うものとする。

(1) 全事故等に共通する事項

- ① 船名
- ② 日時
- ③ 場所
- ④ 事故等の種類
- ⑤ 死傷者の有無
- ⑥ 救助の要否
- ⑦ 当時の気象・海象

(2) 事故等の態様による事項

	事故等の種類	連絡事項
a	衝突	① 衝突の状況（衝突時の両船の針路、速力等又は岸壁等への接近状況） ② 船体、機器、車両の損傷状況 ③ 浸水の有無（あるときはd項） ④ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置） ⑤ 自力航行の可否 ⑥ 相手船の船種、船名、総トン数、（用）船主・船長名（できれば住所、連絡先） －船舶衝突の場合 ⑦ 相手船の状況（船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等） －船舶衝突の場合
b	乗揚げ	① 乗揚げの状況（乗揚げ時の針路、速力、海底との接触箇所、船体傾斜、吃水の変化、陸岸との関係等） ② 船体周囲の水深、底質及び付近の状況 ③ 潮汐の状況、船体に及ぼす風潮及び波浪の影響 ④ 船体、機器、車両の損傷状況 ⑤ 浸水の有無（あるときはd項） ⑥ 離礁の見通し及び陸上からの救助の可否 ⑦ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）
c	火災	① 出火場所及び火災の状況 ② 出火原因 ③ 船体、機器、車両の損傷状況 ④ 消火作業の状況 ⑤ 消火の見通し
d	浸水	① 浸水箇所及び浸水の原因 ② 浸水量及びその増減の程度 ③ 船体、機器、車両の損傷状況 ④ 浸水防止作業の状況 ⑤ 船体に及ぼす風浪の影響 ⑥ 浸水防止の見通し ⑦ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）
e	強取、殺人傷害、暴行等の不法行為	① 事件の種類 ② 事件発生の端緒及び経緯 ③ 被害者の氏名、被害状況等 ④ 被疑者の人数、氏名等 ⑤ 被疑者が凶器を所持している場合は、その種類、数量等 ⑥ 措置状況
f	人身事故（行方不明を除く）	① 事故の発生状況 ② 死傷者数又は疾病者数 ③ 発生原因 ④ 負傷又は疾病の程度 ⑤ 応急手当の状況 ⑥ 緊急下船の必要の有無
g	旅客、乗組員等の行方不明	① 行方不明が判明した日時及び場所 ② 行方不明の日時、場所及び理由（推定） ③ 行方不明者の氏名等 ④ 行方不明者の遺留品等

h	その他の事故	① 事故の状況 ② 事故の原因 ③ 措置状況
i	インシデント	① インシデントの状況 ② インシデントの原因 ③ 措置状況

第3章 事故の処理等

(船長のとるべき措置)

第6条 事故が発生したときに、旅客の安全、船体、車両の保全のために船長が講ずべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

(1) 海難事故の場合

- ① 損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
- ② 人身事故に対する早急な救護
- ③ 連絡方法の確立
- ④ 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
- ⑤ 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

(2) 不法事件の場合

- ① 被害者に対する早急な救護
- ② 不法行為者の隔離又は監視
- ③ 連絡方法の確立
- ④ 旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
- ⑤ 不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

(運航管理者のとるべき措置)

第7条 運航管理者は、通常連絡、入港連絡等の船長からの連絡が異常に遅延している場合又は連絡なしに入港が異常に遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

2 市長及び安全統括管理者は、前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係海上保安官署等に連絡するとともに第4条（非常連絡）に従って関係者に通報しなければならない。

3 事故の発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できないときに運航管理者がとるべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

- (1) 事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析
- (2) 海上保安官署への救助要請
- (3) 行方不明者の搜索又は本船の救助のための搜索船又は救助船等の手配
- (4) 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
- (5) 船長に対する必要事項の連絡及び助言
- (6) 医師、病院、宿舍の手配等の旅客の救護のための措置
- (7) 乗船客の氏名の確認及びその連絡先への通知

(事故処理組織)

第8条 事故処理の組織、編成及び職務は次表のとおりとする。

事故処理組織表

	職務
市長（助役）	総指揮
安全統括管理者、施設管理課長	総指揮補佐又は総指揮
救難対策班 班長 監理係係長 班員 監理係職員	事故の実態の把握、事故関係情報の収集、船舶及び関係機関との連絡、救難の実施、その他救難に必要な事項に関すること。

旅客対策班 班長 維持係係長 班員 維持係職員	旅客及び被災者の把握、被災者の救護、欠航便の旅客処理その他旅客（車両）対策に関すること。
庶務対策班 班長 庶務課長 班員 庶務課職員	被災者の近親者への連絡及び世話、報道関係者の応待（発表を除く。）、救援関係物資の調達・補給、その他庶務に関すること。

（医療救護の連絡等）

第9条 船長及び施設管理課長は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船者に医師がいる場合はその医師の協力を要請することとし、不在の場合は別表「医療機関連絡表」により最寄りの医師と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。

（現場の保存）

第10条 船長及び施設管理課長は、事故の処理後関係海上保安官署等と連絡をとりつつ、運航に支障のない限り事故の原因の調査を行うとともに、事件の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

（事故調査委員会）

第11条 事故調査委員会の組織及び編成は、原則として次のとおりとする。

（例）事故調査委員会

	職 名
委員長	市長（副市長）
副委員長	総合支所長
委 員	施設管理課長、庶務課長、監理係係長、維持係係長、監理係担当職員